

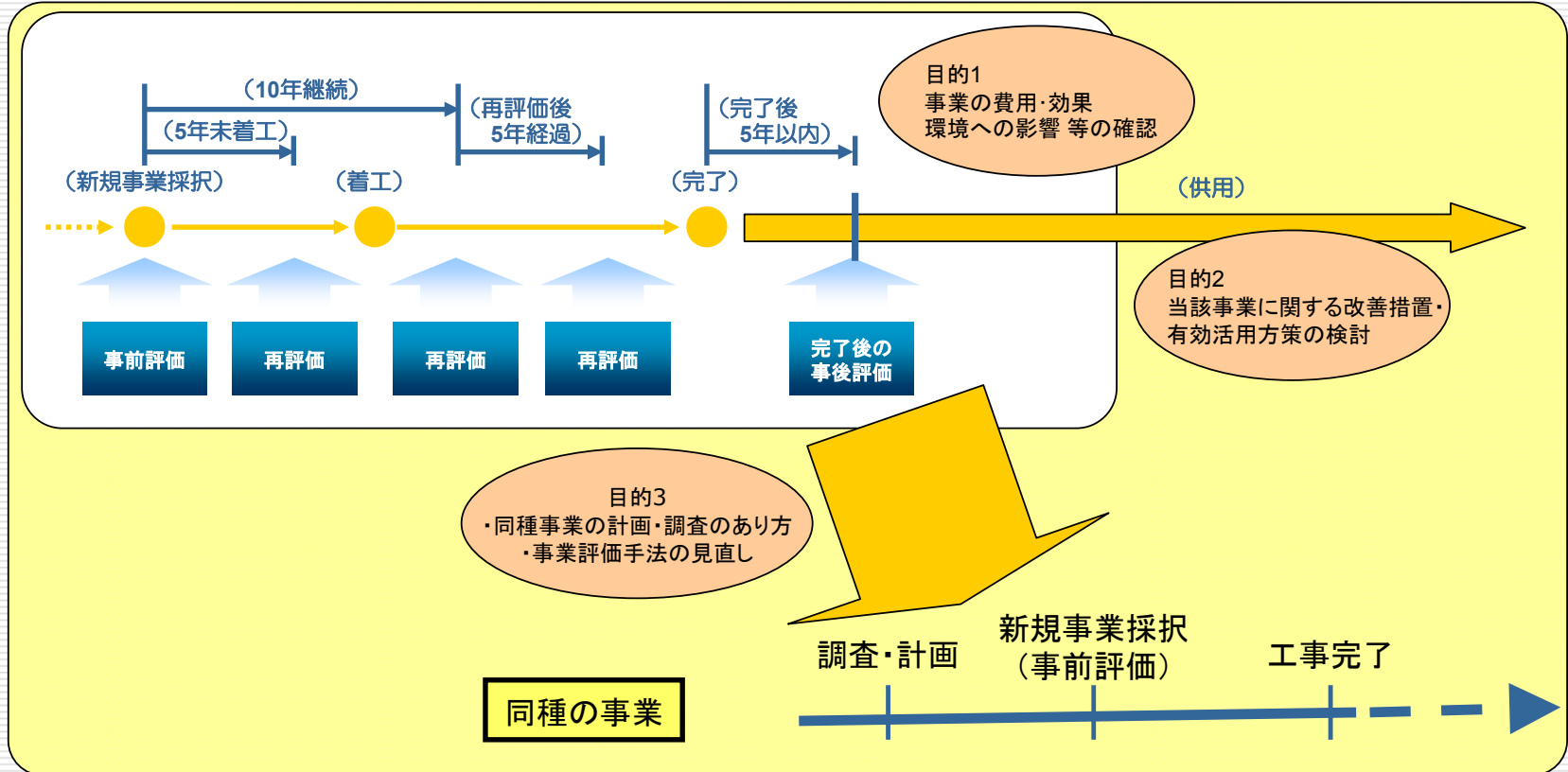
完了後の事後評価について

○現行の事後評価

○長期的な視点

1. 現行の事後評価の目的の整理

事後評価の目的	内容
① 工事完了後の事業の費用・効果、環境への影響等の確認	工事完了後、初期的な効果が発現する時期に、見込まれた費用・効果や環境への影響が現実のものとなっているかを検証する
② 当該事業の適切な改善措置の検討	①の結果を踏まえて、当該事業の適切な改善措置を改善していく方策を検討する
③ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等への反映	①、②の結果を踏まえて、事業の計画・調査手法や評価手法の改善のための教訓を整理する。



2. 現行の事後評価の課題について

(1) 現行の事後評価の意義への理解

- ・「事後評価の7つ視点」の理解が不十分な事例が散見。
- ・実務者も事後評価に関するマニュアル等の作成を希望。

(2) PDCAサイクルの向上

- ・現在、新規採択時評価、完了後の事後評価の双方を実施した事業は少ないが、今後増加することから、結果の蓄積と活用が重要。
-

3. 事後評価の改善の方針

改善の方針	概要	実施時期
①実施要領の解説書の作成	実施要領に関する解説書を作成し、標準的な実施手順と事後評価の各視点の確認事項や対象事業の改善措置や今後の同種事業におけるフィードバックの必要性について整理するとともに、各視点の評価がPDCAサイクルに資するものとなるように解説を行う。	平成19年度
②事後評価の事例集の作成	解説書に基づいて、モデルケースとして複数の事後評価を実施する。評価結果については、評価担当部局の参考となるように事例集としてとりまとめる。	平成20年度

4. 「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」の解説書 (仮称)の骨子(案)

- (1) 事後評価の趣旨(目的)
 - 1) 事業完了後の事業の費用・効果、環境への影響等の確認
 - 2) 必要に応じた適切な改善措置の検討
 - 3) 必要に応じた事後評価の結果の同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等への反映
 - (2) 事後評価の実施時期
 - (3) 事後評価を実施する際の事業の単位
 - (4) 事後評価の視点
 - 1) 各視点の趣旨
 - 2) 各視点の位置づけ
 - (5) 視点別とりまとめ
 - 1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
 - 2) 事業の効果発現状況
 - 3) 事業実施による環境の変化
 - 4) 社会経済情勢の変化
 - 5) 今後の事後評価の必要性
 - 6) 改善措置の必要性
 - 7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
-

5. 事後評価を行う際の視点

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 事業実施による環境の変化
- ④ 社会経済情勢の変化
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
- ⑥ 改善措置の必要性
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

6. 事後評価を行う際の視点

視点	趣旨
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化	事業費、建設期間、需要等の評価の基礎要因について、事前の想定と事後評価実施時点での実績値との差異を把握し、その変化の要因を把握する。
② 事業の効果の発現状況	事業目的の達成度や多元的な効果の発現状況を確認し、新規事業採択時の評価結果と比較し、差異が認められる場合はその要因を把握する。
③ 事業実施による環境の変化	事業の実施により、周辺の自然環境等に重大な影響を及ぼしていないかを確認し、確認した内容を整理する。
④ 社会経済情勢の変化	評価の基礎要因や効果の発現状況に、特に影響を及ぼしたと考えられる社会経済情勢の変化があれば、その内容を整理する。
⑤ 今後の事後評価の必要性	改善措置の経過を確認する場合、あるいは周辺環境の変化が予想される場合は、今後の事後評価の必要性について検討する。
⑥ 改善措置の必要性	事業目的の達成度、効果の発現状況等を踏まえ、当該事業をより効果的なものとするために必要な改善措置を検討する。
⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	各今後の同種事業におけるP D C Aサイクルの確立のため、事後評価で得られた今後の教訓・示唆を蓄積し、今後の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに活かす。

7. 長期的な視点について

○完成後、長期間(10年、20年等)経過した社会資本

・継続的なモニタリングの観点 等